

令和7年度第1回南会津町地域公共交通会議次第

日 時 令和7年6月27日（金）

午後1時30分から

場 所 南会津町役場 3階 正庁

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

- （1）令和6年度事業報告について
- （2）令和6年度歳入歳出決算報告について
- （3）令和7年度事業計画（案）について
- （4）令和7年度歳入歳出予算（案）について
- （5）令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について
- （6）南会津町地域公共交通計画の一部改訂について
- （7）その他

4 閉 会

南会津町地域公共交通会議委員名簿

区 分	団体・機関等	職 名	氏 名
(1)町長が指名する役職員	南会津町	副町長	二 瓶 勝 俊
(2)一般旅客自動車運送事業者の代表	一般乗合代表 会津乗合自動車株式会社	乗合バス部長	小 澤 睦
	一般乗用代表 南会津町事業者代表 田島タクシー有限会社	代表取締役	馬 場 丈 晴
	一般貸切代表 会津交通株式会社	代表取締役	吉 田 正 寿
(3)一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表	一般乗合自動車運送事業者の組織する団体の代表 公益社団法人福島県バス協会	専務理事	宍 戸 紳一郎
	一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表 一般社団法人福島県タクシー協会会津支部	支部長	佐 藤 俊 材
(4)住民又は利用者の代表	高齢者代表	田島地区老人クラブ 連絡協議会副会長	児 山 求
	婦人代表	南会津町商工会女性部 舘岩支部支部長	齋 藤 美 希
	青年代表	南郷青年会事務局長	五十嵐 太 介
	児童生徒保護者代表	田島小学校PTA会長	平 山 磨
(5)東北運輸局長若しくは福島運輸支局長又はその指名する者	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日 脇 渚 彩
(6)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表	一般乗合旅客自動車運送事業者に係る団体の代表 会津乗合自動車株式会社 労働組合	書記長	関 根 誠
	一般乗用旅客自動車運送事業者に係る団体の代表 福島県ハイヤータクシー労働組合会津支部	組合員	浅 井 角 栄
(7)道路管理者、福島県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者	福島県南会津地方振興局	県民環境部副部長 兼県民環境課長	渡 部 洋一郎
	南会津警察署	地域交通課長	武 藤 稔 記
	南会津建設事務所	企画管理部長	大和田 智 彦
	南会津町社会福祉協議会	会長	渡 部 仁
	会津鉄道株式会社	駅事業部部長 会津田島駅長	湯 田 仁
(8)事務局	南会津町総合政策課	事務局長（課長）	星 良 栄
	南会津町総合政策課	事務局次長（係長）	舟 木 浩 隆
	南会津町総合政策課	事務局員	長 沼 有 紀

(1) 令和6年度事業報告について

令和6年度に実施した事業については下記のとおりです。

1. 会議の開催

南会津町地域公共交通会議を3回、書面協議を1回開催

<第1回>

日時 令和6年6月27日（木）

協議

- (1) 令和5年度南会津町地域公共交通会議収支決算及び監査報告について
- (2) 南会津町地域公共交通計画の一部改訂について
- (3) 令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について

<第2回>

日時 令和6年8月21日（水）

協議

- (1) 檜枝岐線と山口内川線の統合について
- (2) 館岩田島地域間デマンドタクシーの再編について
- (3) 南郷地域乗合タクシーの再編について
- (4) 伊南地域デマンドタクシーの実証運行について

<第3回>

日時 令和6年12月25日（水）

協議

- (1) 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

<第4回>（書面協議）

日時 令和7年3月21日（金）

協議

- (1) 館岩田島地域間デマンドタクシーの増便について
- (2) 令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の変更について
- (3) 伊南地域デマンドタクシー実証運行の再編について

(2) 令和6年度歳入歳出決算報告について

令和6年度 歳入歳出決算書

歳入総額 43 円
歳出総額 0 円
差引残額 43 円（翌年度に繰り越し）

1. 歳入の部 (単位：円)

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	摘 要
補助金	0	0	0	
繰越金	0	0	0	
雑 入	0	43	43	貯金利息
合 計	0	43	43	

2. 歳出の部 (単位：円)

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B-A)	摘 要
事業費	0	0	0	
予備費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

監 査 報 告

令和6年度南会津町地域公共交通会議の収支決算について監査したところ、関係書類及び帳簿が適切かつ正確に処理されていることを認めましたので報告いたします。

令和7年6月13日

監査 五ヶ嵐 太介 

監査 馬場 文晴 

(3) 令和7年度事業計画(案)について

令和7年度の事業については下記のとおりです。

1. 会議の開催

南会津町地域公共交通会議設置要綱第2条に基づき、各協議事項について公共交通関係者間の連絡調整を行うため年2回程度の会議開催し、その他必要に応じて会議を開催

<第1回>

日時 令和7年6月27日(金)

協議

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 令和6年度歳入歳出決算報告について
- (3) 令和7年度事業計画(案)について
- (4) 令和7年度歳入歳出予算(案)について
- (5) 令和8年度地域公共交通計画(地域内フィーダー系統)認定申請(案)について
- (6) 南会津町地域公共交通計画の一部改訂について

<第2回>

日時 令和7年12月

- (1) 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

(4) 令和7年度歳入歳出予算（案）について

令和7年度 歳入歳出予算書

歳入総額 4,035,000 円
 歳出総額 4,035,000 円
 差引残額 0 円

1. 歳入の部 (単位：円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
補助金	4,034,000	0	4,034,000	国庫補助金※ ¹
繰越金	43	0	43	前年度繰越金
雑 入	957	0	957	貯金利息等
合 計	4,035,000	0	4,035,000	

2. 歳出の部 (単位：円)

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	摘 要
事業費	4,034,000	0	4,034,000	町一般会計へ納入
雑 費	1,000	0	1,000	町一般会計へ納入
合 計	4,035,000	0	4,035,000	

※1 国庫補助金：地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー系統補助金）

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	南会津町地域公共交通会議
住 所	福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1
代表者氏名	会長 二瓶 勝俊

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

(5) 令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について

令和7年6月27日

(名称) 南会津町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南会津町は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に該当する過疎地域であり、少子高齢化が進む中山間地域である。平成18年3月の町村合併に伴い広域的な公共交通の体系が必要となり、交通不便地域の解消に取り組んでいる。

また、高齢化も進行しており、乗車場所まで歩いていくことが困難な高齢者もいることからドアツードアの買い物や通院などの利用ニーズに配慮した移動手段の充実を図るため、デマンド型交通を5路線運行している。

館岩田島地域間デマンドタクシーは、路線バスの路線統合による廃止に伴い、地域住民の生活交通の足を確保するためドアツードアのデマンド型で運行しており、館岩地域と田島地域を結ぶ唯一の公共交通機関として、大型スーパーでの買い物や総合病院への通院を主な目的とし、土曜日の運行に加え、観光客が帰宅する際の移動手段として日曜日にも運行している。

伊南地域では、地域唯一のクリニックの閉院、生活用品や食品を取り扱う商店の閉店もあり、地域住民の移動を支える足としての選択肢を広げるため、自家用有償旅客運送を開始し、通院や買い物などの利用者のニーズに対応している。

このような取り組みをしていく中で、町民にとって快適に移動できる公共交通体系を構築するため、令和6年3月に「南会津町地域公共交通計画」を策定し、地域の公共交通の課題解決に向けた施策や事業に取り組んでいる。

デマンド型交通については、交通空白地の解消のための重要な役割を担っていることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的な運行の確保が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

□デマンドタクシーエリア数 6エリア【R5】→ 8エリア【R10】

□デマンドタクシー利用者数 16,219人【R4】→ 16,000人【R10】

※南会津町地域公共交通計画 P35・36参照

	令和6年度実績	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 荒海地域	3,701人	3,840人	3,872人	3,888人
② 長野地域	498人	600人	605人	608人
③ 栗生沢地域	3,951人	4,320人	4,356人	4,374人
④ 館岩地域 (館岩田島地域間)	2,668人	3,285人	3,285人	3,285人
⑤ 桧沢地域	874人	960人	968人	972人

上記目標を達成するため、以下の通り対象系統の目標を設定する。

①運行日数×(16人) ※ジャンボ7人×1回+小型2人×3回+小型1人×3回・待機1回

②運行日数×(2.5人) ※小型1~2人×2回・待機2回

③運行日数×(18人) ※ジャンボ4人×3回+ジャンボ2人×3回・待機0回

④運行日数×(9人) ※ジャンボ5人×1回+小型2人×2回・待機1回

⑤運行日数×(4人) ※小型2人×1回+小型1人×2回・待機2回

※④は土日祝日も運行

(2) 事業の効果 ・ 交通不便地域に居住する住民の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。 ・ 利用者がいる場合のみ（予約制）に運行するので、運行経費の削減、運行の効率化と利便性の向上が期待できる。 ・ 路線バスが通らないエリアをデマンド型交通でカバーすることができ、さらに鉄道との接続により首都圏からの観光客の利用も期待できる。 ・ 路線バス運行時間との時間差を確保したことによって、路線バス、通常のタクシーやデマンド型交通などの様々な組み合わせで、通院や買い物などの生活交通の足としての選択肢を広げる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。 令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数については概ね目標を達成できたが、2系統で運行回数が計画を下回った。 一次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。 これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。 □デマンドタクシーの利便性向上 (1) デマンドタクシーの見直し ・ 町内を運行するデマンドタクシーの利便性向上に向け、利用者のニーズに即した運行ダイヤへ見直す。また、ICTを活用した予約システムの導入などに向けて、現状の移動実態に関する分析及び整理を行う。【南会津町・交通事業者】 (2) 地域の実情に見合ったデマンドタクシーの導入検討 ・ 人口が広く分布し、小さな交通需要が点在することから、事業1-4（新たな技術を活用した移動手段の導入検討）と組み合わせて、路線バスを補完する効率的な公共交通体系の導入を検討する。【南会津町・交通事業者】 ※南会津町地域公共交通計画 P45・46参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 南会津町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を運行経費から差し引いた分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 ・ 運行事業者が作成する日誌を基に利用実績を毎月集計し、実績数値の把握と分析を行い効果を確認する。 ・ 高齢者が集まる場所へ足を運びヒアリング調査を行う。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和6年6月27日 《令和6年度第1回南会津町地域公共交通会議》 ①令和5年度南会津町地域公共交通会議収支決算及び監査報告について合意 ②南会津町地域公共交通計画の一部改訂について合意 ③令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について合意 ・ 令和6年8月21日 《令和6年度第2回南会津町地域公共交通会議》 ①檜枝岐線と山口内川線の統合について合意 ②館岩田島地域間デマンドタクシーの再編について合意 ③南郷地域乗合タクシーの再編について合意 ④伊南地域デマンドタクシーの実証運行について合意 ・ 令和6年12月25日 《令和6年度第3回南会津町地域公共交通会議》 ①令和6年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について合意 ・ 令和7年3月21日 《令和6年度第4回南会津町地域公共交通会議（書面）》 ①館岩田島地域間デマンドタクシーの増便について合意 ②令和7年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の変更について合意 ③伊南地域デマンドタクシー実証運行の再編について合意 ・ 令和7年6月27日 《令和7年度第1回南会津町地域公共交通会議》 ①令和6年度事業報告について（予定） ②令和6年度歳入歳出決算報告について（予定） ③令和7年度事業計画について（予定） ④令和7年度歳入歳出予算(案)について（予定） ⑤令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請（案）について（予定） ⑥南会津町地域公共交通計画の一部変更について（予定）

19. 利用者等の意見の反映状況

○荒海地域・・・①実証実験：令和元年6月24日～7月26日

②実証実験：令和2年5月11日～6月30日

③本格運行：令和2年7月1日～

○長野地域・・・①実証実験：令和元年7月29日～8月30日

②実証実験：令和2年5月11日～6月30日

③本格運行：令和2年7月1日～

○栗生沢地域・・・①実証実験：令和2年5月11日～9月30日

②本格運行：令和2年10月1日～

○館岩田島

地域間・・・①実証運行：令和3年5月1日～令和4年3月31日

②本格運行：令和4年4月1日～

③再編運行：令和6年10月1日～

④増便運行：令和7年5月1日～

○桧沢地域・・・①実証運行：令和4年4月1日～令和5年3月31日

②本格運行：令和5年4月1日～

- ・ 社会福祉協議会と連携し、高齢者訪問の際にデマンドタクシーの利用方法についてチラシを配布し利用促進を図った。今後は各地区の交流サロンに参加し、デマンドタクシー利用方法説明会を出前講座として行っていく。
- ・ タクシー事業者との定期的な連絡会を開催し、デマンドタクシー受付配車業務システム導入の提案などを行った。今後、移動実態に関する分析及び整理、事業者の経営負担を考慮しながら検討していく。
- ・ デマンド予約業務を町内タクシー事業者3社による当番制としており、電話番号転送設定により事務所へ予約が入るため、デマンドか通常タクシーの予約電話なのか区別がつかないとの意見があった。そこでデマンド予約専用携帯電話を契約したことで、両者の電話対応がスムーズになり予約・受付しやすい環境を整えた。
- ・ 館岩地域内での実証運行を基に、2つのエリアからの出発時間を統一し、利用者の人数や乗車場所によっては効率良く1台で対応できるような運行方法とした。また、館岩田島地域間は、鉄道との接続を調整し会津田島駅から余裕を持って出発できるようにした。
- ・ 桧沢地域の実証運行を踏まえ、利用者からのヒアリングや区長との協議の結果、時間と本数は変更せずに本格運行へ移行することとした。デマンドタクシー以外の公共交通機関との組み合わせで利用できるように、具体的な組み合わせ方法を記載した冊子を作成した。その結果、町内公共交通をうまく活用して移動している方が増えたと思われる。今後もよりわかりやすいチラシ・SNS等で幅広く周知し、公共交通の利用促進と利便性の向上を図る。
- ・ 館岩地域では各地区の交流サロンでよりわかりやすい説明を求められたことから、デマンドタクシーの利用方法の紹介動画を作成し地区毎に説明会を実施した。動画は町のホームページ及び町公式ユーチューブにも掲載し、いつでも誰でも視聴できるようにした。動画を視聴した住民からはわかりやすいと好評だった。
- ・ 町内で運行している全ての公共交通について掲載した地域公共交通マップを作成し、本庁や各総合支所の窓口、公共施設や主要な駅に設置することでさらに利用促進を図る。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

(2) 交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1

(所 属) 南会津町 総合政策課

(氏 名) 主査 長沼 有紀

(電 話) 0241-62-6210

(e-mail) h_seisaku@minamiaizu.org

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	1,200回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	480回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	1,440回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株)	(4) 舘岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	365日	1,095回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク野岩 鉄道の会津鬼怒川線及び会 津鉄道会津線の会津田島駅 と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(5) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	240日	480回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	1,210回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	484回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	1,452回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株)	(4) 館岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	365日	1,095回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク野岩 鉄道の会津鬼怒川線及び会 津鉄道会津線の会津田島駅 と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(5) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	242日	484回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
南会津町	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(1) 荒海地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,215回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(2) 長野地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(3) 栗生沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	1,458回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③
	会津交通(株)	(4) 舘岩田島地域間		南会津町内		往 km 復 km	365日	1,095回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク野岩 鉄道の会津鬼怒川線及び会 津鉄道会津線の会津田島駅 と接続	③
	会津交通(株) 田島タクシー(有) (有)祇園タクシー	(5) 桧沢地域		南会津町内		往 km 復 km	243日	486回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク 会津鉄道会津線の会津 田島駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南会津町
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	14,451
交通不便地域等	14,451

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
14,451	南会津町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
南会津町地域公共交通計画	令和6年3月22日	—

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

(6) 南会津町地域公共交通計画の一部改訂について

令和6年3月に策定した南会津町地域公共交通計画について、下記のとおり変更する。

記

1. 変更箇所

計画P.36、鉄道利用者数の目標値

2. 変更内容

旧 令和6年度 766,717人

新 令和9年度 727,332人

3. 変更理由

会津鉄道及び野岩鉄道における次期経営健全化に関する計画の策定に伴い、数値目標の整合性を図るもの。

南会津町地域公共交通計画 新旧対照表

頁	変更前	変更後																				
36	■鉄道利用者数 ■ 指標・数値目標 <table><tr><th rowspan="2">指標</th><th rowspan="2">単位</th><th>現況値</th><th>目標値</th></tr><tr><th>令和4年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>鉄道利用者数</td><td>人／年</td><td>561,601</td><td>766,717</td></tr></table>	指標	単位	現況値	目標値	令和4年度	令和6年度	鉄道利用者数	人／年	561,601	766,717	■鉄道利用者数 ■ 指標・数値目標 <table><tr><th rowspan="2">指標</th><th rowspan="2">単位</th><th>現況値</th><th>目標値</th></tr><tr><th>令和4年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>鉄道利用者数</td><td>人／年</td><td>561,601</td><td>727,332</td></tr></table>	指標	単位	現況値	目標値	令和4年度	令和9年度	鉄道利用者数	人／年	561,601	727,332
指標	単位			現況値	目標値																	
		令和4年度	令和6年度																			
鉄道利用者数	人／年	561,601	766,717																			
指標	単位	現況値	目標値																			
		令和4年度	令和9年度																			
鉄道利用者数	人／年	561,601	727,332																			